

- ・ カウンセリングの実施
- ・ 刑事・民事手続の概要についての説明
- ・ 弁護士、臨床心理士等の紹介
- (ウ) 犯罪被害者等給付金の裁定の申請を補助すること
 - ・ 犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続の概要の説明
 - ・ 裁定の申請に必要な書類の教示
 - ・ 申請書類の記載事項の説明
- (エ) 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による犯罪被害者等の援助
 - ・ 防犯ブザー等の供与又は貸与
 - ・ 性犯罪の被害者に対する衣類の提供
 - ・ 宿泊施設の提供
 - ・ 病院や警察署等への付添い
 - ・ 家事の支援、犯罪被害者の家族の世話
 - ・ 犯罪被害者等の職場等関係者への連絡
 - ・ 犯罪被害者等から構成される自助グループへの支援

イ その他

法第23条第2項に規定する事業はいずれの事業も、法に規定する犯罪被害者等又は犯罪被害者等を対象としており、過失の身体犯や財産犯等の被害に係る援助はこれに該当しない。よって、これらの法が対象としない被害者援助のみを行う法人は、犯罪被害者等早期援助団体たる資格は有しない。ただし、指定を受けた法人が、あわせて法が対象としない被害者援助を行う場合は、その部分の業務に関して指定の効果が及ばないこととなるだけであり、このような援助を行うこと自体が禁止されるものではない。

以下、規則の規定との整合性を図るため、下記の略称を用いる。

法第23条第2項第2号に掲げる業務	相談業務	相談業務等
法第23条第2項第3号に掲げる業務	申請補助業務	
法第23条第2項第4号に掲げる業務	直接的支援業務	
法第23条第2項（第1号を除く。）に規定する事業	相談事業等	
法第23条第2項に規定する事業	援助事業	
相談業務に従事する者	犯罪被害相談員	
申請補助業務に従事する者	犯罪被害者等給付金申請補助員	
直接的支援業務に従事する者	犯罪被害者直接支援員	
犯罪被害相談員、犯罪被害者等給付金申請補助員及び犯罪被害者直接支援員	犯罪被害相談員等	

「援助事業に従事する職員」は、犯罪被害相談員等である職員を除く。

また、本通達における説明の便宜上、以下、下記の略称を用いる。

法第23条第2項第2号に規定する事業	相談事業
法第23条第2項第4号に規定する事業	直接的支援事業

3 指定の要件（規則第4条関係）

(1) 内容

犯罪被害者等早期援助団体の指定は、犯罪行為の発生後速やかに犯罪被害者等を援助することにより当該犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であって、次の要件を満たすものについて行うこととした。

- (ア) 定款、寄附行為、規則又は規約において援助事業を行う旨の定めがあること。
- (イ) 4(1)に定める要件を満たす犯罪被害相談員等が相談事業等を行うために必要な数以上選任されていること。
- (ウ) 役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - a 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
 - b 人の生命又は身体を害する罪（過失によるものを除く。）を犯したことから、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
 - c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」と

追
5
5
号

- いう。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- d その他援助事業に関し不公正な行為を行うおそれのある者
- (エ) 援助事業を適正かつ確実に行うために必要な施設が備えられていること。
- (オ) 援助事業の円滑な運営を行うために必要な組織及び職員、直接的支援事業を行うために必要な資産その他援助事業を適正かつ確実に行うために必要な人的及び経理的な基礎を有すること。
- (カ) 相談事業等を適正かつ確実に行うために必要な事業規程が定められていること。
- (キ) 相談業務等に関して知り得た情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために必要な措置が講じられていること。
- (ク) 援助事業以外の事業を行っているときは、当該事業を行うことにより援助事業の遂行が不公正になるおそれがないこと。
- (ケ) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人でないこと。
- (コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、援助事業を適正かつ確実に行うことができること認められるものであること。
- (2) 指定の要件に係る審査を行う上での留意事項
- ア 定款、寄附行為、規則又は規約において援助事業を行う旨の定めがあること
- (1)(ア)
- (イ) 「定款等」とは営利を目的としない法人の組織活動の根本規則たる定款、寄付行為、規則又は規約を指す。
- (イ) 援助事業、すなわち法第23条第2項(2(1))の4つの事業を行うことが明確に分かるように定めている必要がある。
- (ウ) 事業の規定の仕方として、法の規定の仕方と一字一句違わず定めている必要まではないが、単に「犯罪被害者等に対する援助」と何ら定義もなく抽象的に規定するのでは足りない。
- (エ) 援助事業が対象とする犯罪被害等又は犯罪被害者等は、犯罪一般の被害又は被害者等とは範囲が異なるが、犯罪一般の被害又は被害者等を対象として援助を行う法人にあっては、定款等においてこの点を区分して規定する必要まではない。
- (オ) 規定の仕方の例を挙げると、以下のような規定の仕方が考えられる。
- ①「法第23条第2項に規定する事業」のように簡記する。
- ②法第23条第2項各号に掲げる事業についてそのまま列記する。
- ③法第23条第2項各号の事業を各号ごとに例示しつつ、当該各号の事業について、「犯罪の被害者及びその遺族の支援に関する広報啓発活動」のように、援助の対象を法に規定する犯罪被害者等より広げ、また、法に定める事業を狭めない程度に、その規定の仕方と多少異ならせる。
- (カ) 直接的支援事業は、その具体的内容が多岐にわたるものであるが、本指定制度の趣旨にかんがみれば、定款等において、何らかの危機介入(被害直後の混乱時期において、犯罪被害者等の要望に応じて犯罪被害者等の直面している問題を直接取り扱う役務の提供をいう。)的支援を行うことが含まれているべきである。
- イ 4(1)に定める要件を満たす犯罪被害相談員等が相談事業等を行うために必要な数以上選任されていること(1)(イ)
- 犯罪被害相談員等の必要数については、事務所において犯罪被害相談員が少なくとも1人は待機しておく必要があるが、その他については、各都道府県における犯罪情勢、援助要請の見込み件数、犯罪被害相談員等の勤務形態(常勤か非常勤か)、各法人の事業規程で定める相談事業等の実施の方法(援助の内容及び手段等)や相談事業等を行う時間等により異なる。よって、一律な基準を設定することはできないが、これらの点を総合して、相談事業等を適正かつ確実に行うことができる程度の犯罪被害相談員、犯罪被害者等給付金申請補助員、犯罪被害者直接支援員のそれぞれの必要数を個別に判断し、それを満たしているかを審査することとなる。
- ウ 役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員の欠格事由(1)(ウ))
- (ア) 「援助事業に従事する職員」には、法23条第2項第1号に掲げる業務(広報啓発活動)に従事する職員のみならず、犯罪被害相談員の職務を補助する職員(4(1)イ(イ)参照)や、法人が援助事業を遂行する上で必要となる事務(会計事務等)に携わるすべての職員が含まれる。
- (イ) この欠格事由は、犯罪被害者等早期援助団体に対する犯罪被害者等からの信頼を阻害する要素として、当該法人の役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員、すなわち指定後の犯罪被害者等早期援助団体を構成する役員及び職員のすべてにかかるものである。
- (ウ) a及びbの「刑の執行を受けることがなくなった」場合としては、刑の時効や恩赦法に基づく刑の執行の免除が該当する。
- なお、刑の執行猶予期間中にある者は、「刑の執行を受けることがなくな

った」場合には該当せず、役員又は職員たる資格を有しないが、執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予期間を経過したときは、刑の言渡しの効力を失うことから、2年を経なくとも役員及び職員たる資格を有することとなる。恩赦法による大赦及び特赦についても同様である。

このほか、aの「拘禁刑以上の刑」については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）第44条の規定により、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）に規定する無期の懲役若しくは禁錮に処せられた者又は有期の懲役若しくは禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑又は刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなすこととされていることに留意すること。

- (エ) dの「援助事業に関して公正な行為を行うおそれのある者」とは、例えば、犯罪被害者等に対して物品の販売の勧誘や特定の団体への勧誘（犯罪被害者等から構成される自助グループの紹介など客観的に犯罪被害者等の支援の一環としてみなされるものは除く。）を行うおそれがある者等が該当する。

エ 援助事業を適正かつ確実に行うために必要な施設が備えられていること（1）（エ）

- (ア) 援助事業を行う施設の所在地について、犯罪被害者等が気軽に相談等を行えるような場所の選定に配慮されている必要がある。

- (イ) 相談の対応や申請補助など犯罪被害者等と面接して援助を行うための部屋として、

a 援助要請の見込み件数に応じた数の部屋が設けられていること（犯罪被害者等の利便を考慮し、複数設けられることが望ましい。）、

b 犯罪被害者等がみだりに他人の目に晒されないような場所に部屋が設定されていること、

c 犯罪被害者等のプライバシーが確保されるような構造（例：壁面等に防音加工を施す、窓にカーテンを取り付けるなど）を有していること、

d 落ち着いた状態で援助が受けられるように、部屋のスペース（犯罪被害者等に圧迫感を与えない程度）、内装（例：採光用の窓がある、壁面等は淡く明るいつい色彩にするなど）及び備品（例：応接ソファ等）の面で配慮されていること、

- (ウ) 電話による相談対応等を行うための場所は、部外の者に相談内容等が聞こえない構造となることが必要である。

- (エ) 当該法人の事業内容により、自助グループの支援や研修のためなどの多目的なスペースが確保されていることも必要となる。

- (オ) 援助事業を行う施設としては、事務所のほか、(ア)から(エ)までを満たす施設を借り上げることなどにより措置することも考えられるが、事務所以外の施設の場合は、これを援助事業の遂行に支障なく確実に確保できる方途及び財政的裏付けが必要となる。

オ 援助事業の円滑な運営を行うために必要な組織及び職員、直接的支援事業を行うために必要な資産その他援助事業を適正かつ確実に行うために必要な人的及び経理的基礎を有すること（1）（オ）

- (ア) 「援助事業の円滑な運営を行うために必要な職員その他援助事業を適正かつ確実に行うために必要な人的基礎」としては、援助事業に従事する職員、また、職員ならずとも、研修等における部外講師等が、援助事業を継続的に行うに足りる程度に確保されていることが必要となる。

- (イ) 「援助事業を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎」としては、犯罪被害者援助がその半ばで中断されることがないように、援助事業を相当期間遂行できると認めるに足りる程度の予算等が確保されていることが必要となる。この場合、援助事業を相当期間継続するための経理的基礎として、申請時に現に所要の資金その他の財力を有することまでは要しないが、援助事業を遂行するに足りる資金その他の財力を取得し、かつ、維持し得るであろうとの見通しが諸般の客観的事情を総合して成り立ち得ることが必要である。

- (ウ) 本号の個別具体的な審査においては、当該都道府県における犯罪情勢、援助要請の見込み件数、当該法人が行う事業内容等に照らし、事業運営を円滑に行うに必要な組織が構築されているか、職員や研修等における部外講師等の人的措置が確保されているか、予算等の財政的基盤を有するかなどの観点から判断することとなる。

カ 相談事業等を適正かつ確実に行うために必要な事業規程が定められていること（1）（カ）

- (ア) 事業規程（第3の1（1）イ（カ））を定めさせ、公安委員会の審査にかからしめているのは、この規程において定める事項は、当該法人における援助の在り方に直接的な影響を及ぼすものであり、その内容を確定し、一定の水準に達

- したものとする必要があることによる。
- (イ) 事業規程において定める事項は規則第1条第3項（第3の1(1)ウ）に規定される。
- キ 相談業務等に関して知り得た情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために必要な措置が講じられていること（(1)キ）
- (ア) 相談業務等に関して知り得た情報の適切な管理及び秘密の保持のための措置としては、適切な情報管理規程（第3の1(1)イキ）及びその確実な実施を担保するための各種措置（例：書類の保管庫、電子計算機で情報を管理する場合のセキュリティ上の措置等）が講じられていることが必要である。
- (イ) 情報管理規程を定めさせ、公安委員会の審査にかからしめているのは、この規程において定める事項は、犯罪被害者等のプライバシー保護に直接的な影響を及ぼすものであり、事業規程と同様、その内容を確定し、一定の水準に達したものとする必要があることによる。
- (ウ) 秘密の保持については、法第23条第7項に規定する守秘義務と同様、退職後の役員及び職員に対する措置も講じられている必要がある。
- (エ) 情報管理規程において定める事項は規則第1条第4項（第3の1(1)エ）に規定される。
- ク 援助事業以外の事業を行っているときは、当該事業を行うことにより援助事業の遂行が不公正になるおそれがないこと（(1)ク）
- (ア) 援助事業以外の事業（以下「その他事業」という。）を行う法人も指定の対象となることがある。その他事業の遂行が援助事業の公正な遂行に支障を来さないことを求める要件である。
- (イ) 「当該事業を行うことにより援助事業の遂行が不公正になる」場合としては、例えば、その他事業として収益事業を行っている場合に当該収益事業の利益を図るために犯罪被害者等を利用することや収益事業に有意な者を援助において優遇すること、その他事業として宗教活動を行っている場合に犯罪被害者等に対し宗教勧誘することなどが該当する。
- (ウ) 本号の要件を満たすためには、その他事業が公正な援助事業の遂行をもたらしえないように制度的に担保されている必要がある。この点は、その他事業が犯罪被害者援助以外の事業の場合に特に問題となる。具体的には、内部規程において援助事業とその他事業が明確に区別され、その他事業が援助事業又は犯罪被害者等に不当な影響を及ぼさないことを確保するための規定が置かれていることが必要であり、さらに犯罪被害相談員等や援助事業に従事する職員がその他事業に従事しないこととされていることなども考えられる。
- ケ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人でないこと（(1)ケ）
- (ア) 暴力団員等が、役員又は職員となること以外により、事業活動を支配する法人を排除する要件である（なお、役員又は職員が暴力団員等であることは(1)ウcにより排除されている。）。
- (イ) 「事業活動を支配する」とは、法人の会員等の立場を背景として事業活動に相当の影響力を及ぼし得る地位にあることだけではなく、例えば、寄附、人的派遣又は取引関係等を通じて、当該法人の事業に相当程度の影響力を及ぼし得る場合などが該当する。
- コ (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、援助事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものであること（(1)コ）
- 事務処理規程、就業規則、職員給与規程、会計処理規程等の内部規程が定められていることのほか、(ア)から(ケ)までに掲げる要件以外の観点から、適正かつ確実に援助事業を行い得るか判断する。

4 犯罪被害相談員等の要件（規則第5条関係）

(1) 内容

- ア 犯罪被害相談員及び犯罪被害者直接支援員は、犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員であって、次に掲げる要件を満たしている25歳以上の者でなければならないこととした。
- (ア) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (イ) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (ウ) 生活が安定していること。
- (エ) 健康で活動力を有すること。
- イ 犯罪被害相談員は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者でなければならないこととした。
- (ア) 犯罪被害等に関する相談に応ずる業務に従事した期間が通算しておおむね3年以上の者
- (イ) 犯罪被害者等早期援助団体において犯罪被害相談員の職務を補助した期間が通算しておおむね3年以上の者
- (ウ) 犯罪被害等に関する相談に関し(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の知識及

追
5
5
号

- び技能を有すると認められる者
- ウ 犯罪被害者等給付金申請補助員は、犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員であつて、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者でなければならないこととした。
- (ア) 未成年者
- (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (ウ) 精神機能の障害により申請補助業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 犯罪被害相談員等の要件に係る審査を行う上での留意事項
- ア 犯罪被害相談員及び犯罪被害者直接支援員に係る資質的要件 (1)ア)
- (ア) (1)アの(ア)から(エ)までの要件は、いずれも、「業務に必要な範囲で」という程度でよい。すなわち、
- ・ (ア)は、一般に犯罪被害者等との間で信頼関係を築くことができると認められる程度の社会的信望が備えられていればよく、
 - ・ (イ)又は(ウ)は、援助を受ける者が担当者のたらい回しに遭うことがないよう、定期的かつ継続的に援助を行い得る程度の熱意、時間的余裕及び生活安定性があればよく、
 - ・ (エ)は、もとより身体障害者を排除する趣旨ではなく、自らが行う業務形態に必要な程度の心身の健康及び活動力を有していればよい。
- (イ) この要件については、申請時にこれを直接説明する書類の提出は求めていないが、他の添付資料（略歴等）や申請時以前の団体における活動等を通じて警察が把握している情報により、判断することとなる。
- イ 犯罪被害相談員に係る能力的要件 (1)イ)
- (ア) 犯罪被害等に関する相談に応ずる業務に従事した期間が通算しておおむね3年以上の者 ((1)イ(ア))
- a 例えば、次のような者として3年以上勤務した者が該当する。
- ・ 民間団体において犯罪被害等に関する相談に応ずる業務に従事する者
 - ・ 都道府県警察における犯罪被害相談窓口の担当者
 - ・ 都道府県警察における身体犯捜査担当者
- b 相談業務に従事した箇所が2箇所以上にわたる場合は、従事期間が通算しておおむね3年以上であれば、「通算しておおむね3年以上」に該当することとなる。
- c 「犯罪被害等に関する相談に応ずる業務」について、この「犯罪被害等」は、法第2条第4項に規定する犯罪被害等であり、犯罪一般に係る被害者より範囲が狭いが、犯罪一般に係る被害者の相談に応ずる業務に従事した者にあつては、その相談内容が主として「犯罪被害等」を対象とする場合、当該業務に従事した期間が3年以上であれば、「おおむね3年以上」の要件を満たすものとみなしてよい。
- d 「業務に従事した期間が通算しておおむね3年以上」については、例えば民間団体において3年間相談業務に従事したが、月に数回程度しか行っていない場合などはこの要件は満たさず、1日4時間週3日程度の勤務態様で3年以上従事することが求められる。
- (イ) 犯罪被害者等早期援助団体において犯罪被害相談員の職務を補助した期間が通算しておおむね3年以上の者 ((1)イ(イ))
- a 犯罪被害者等早期援助団体として指定された法人において、指定後、犯罪被害相談員の職務の補助をおおむね3年以上経験した者を指す。
- b 犯罪被害相談員の職務の補助は、犯罪被害相談員の責任の下で行われるものであり、常に犯罪被害相談員が補助者の言動を監視し、補助者が不適切な対応を行ったときに即時に修正できるような態様で行われなければならない。
- c 2箇所以上の犯罪被害者等早期援助団体において犯罪被害相談の職務を補助した場合の年数計算については(ア) bと同様に扱う。
- d 「補助した期間が通算しておおむね3年以上」については、(ア) dと同様、1日4時間週3日程度の勤務態様で3年以上従事することが求められる。
- (ウ) 犯罪被害等に関する相談に関し(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者 ((1)イ(ウ))
- a 個別具体的に判断する必要があるが、例えば次のような者が該当し得る。
- ・ 精神科医で犯罪被害者等の支援に関する識見を有する者
 - ・ 臨床心理士等のカウンセリングに係る資格を有し、かつ犯罪被害者等の支援に関する識見を有する者
 - ・ 弁護士で犯罪被害者等の支援に関する識見を有する者
 - ・ (ア)又は(イ)の「3年」の要件は満たさないものの、カウンセリングに準ずる業務経験（例：社会福祉士等のソーシャルワーカーとしての業務

追
5
5
号

経験)、大学等における心理学の専攻又は研修等を通じて、知識及び技能を補完し、(ア)又は(イ)と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

- b 本号を認定するためには、(ア)及び(イ)に比して、犯罪被害者等の支援に関する知識及び技能について、より詳細かつ具体的に疎明される必要がある。

(エ) その他

本条に規定する要件は、最低限のものであり、法人において独自の要件を付加することは差し支えない。特に、犯罪被害者直接支援員の要件は、直接支援業務の具体的な在り方が多岐にわたることを念頭に置き、最低限のものとして設定したものであり、各法人が行う具体的援助の内容から個別に要件を付加することが望ましい。

第3 指定等に関する手続

1 指定の申請（規則第1条関係）

(1) 内容

ア 犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならないこととした。

(ア) 名称及び住所並びに代表者の氏名

(イ) 援助事業を行う事務所の名称及び所在地

(ウ) 当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等

イ アの申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととした。

(ア) 定款、寄附行為、規則又は規約及び登記事項証明書

(イ) 次に掲げる者の氏名、住所及び略歴を記載した書面並びにこれらの者が第2の3(1)(ウ)のaからdまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

a 役員

b 犯罪被害相談員

c 犯罪被害者等給付金申請補助員

d 犯罪被害者直接支援員

e 援助事業に従事する職員

(ウ) 犯罪被害相談員が第2の4(1)イの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当することとを説明した書面

(エ) 援助事業に使用する施設並びに資産の総額及び種類に関する書類

(オ) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度（事業年度の定めのない法人にあっては、申請の日から2年間とする。）における事業計画書及び収支予算書

(カ) 相談事業等の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）

(キ) 相談業務等に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する規程（以下「情報管理規程」という。）

(ク) 援助事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要を記載した書面

(ケ) 当該法人が第2の3(1)(ケ)の法人に該当しないことを誓約する書面

(コ) 組織及び運営に関する事項その他参考となる事項を記載した書面

ウ イ(カ)の事業規程は、相談事業等のそれぞれについて、次に掲げる事項を定めたものでなければならないこととした。

(ア) 相談事業等を行う時間及び休日に関する事項

(イ) 相談事業等を行う場所に関する事項

(ウ) 犯罪被害相談員等の選任及び解任に関する事項

(エ) 相談事業等に関する研修に関する事項

(オ) 相談事業等の実施を統括管理する者に関する事項

(カ) 相談事業等の実施の方法に関する事項

(キ) (ア)から(カ)までに掲げるもののほか、相談事業等の実施に関し必要な事項

エ イ(キ)の情報管理規程は、次に掲げる事項を定めたものでなければならないこととした。

(ア) 相談業務等に関して知り得た情報の適切な管理に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

(イ) 相談業務等に関して知り得た情報の管理に係る事務を統括管理する者に関する事項

(ウ) 相談業務等に関して知り得た情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、相談業務等に関して知り得た情報の適切な管理のため必要な措置に関する事項

(オ) 役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員並びにこれらの職にあつた者が秘密を保持するために必要な措置に関する事項

追

5

5

号

(2) 留意事項

ア 申請書 ((1)ア)

(ア) 援助事業を行う事務所の名称及び所在地 ((1)ア(イ))
法人の「主たる事務所」に限られず、援助事業を行う事務所のすべてについて記載される必要がある。

(イ) 当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等 ((1)ア(ウ))
性犯罪被害のように特定の被害類型のみを援助対象とする法人についても、指定の対象となることから、指定を受けようとする法人が行う援助の対象を明らかにすることを求めるものである。
したがって、援助の対象について、法第2条第4項に規定する「犯罪被害等」を網羅する法人にあっては、「法第2条第4項に規定する犯罪被害等」と記載されれば足りるが、その一部のみを援助の対象とする法人にあっては、その具体的内容が記載される必要がある。

イ 添付書類 ((1)イ)

(ア) 定款、寄附行為、規則又は規約及び登記簿の謄本 ((1)イ(ア))

a 営利を目的としない法人の組織活動の根本規則たる定款等を求めるものである(宗教法人は「規則」(宗教法人法第12条)、労働組合は「規約」(労働組合法第5条)など、法人により異なる。)

b 法人の類型に応じ、定款、寄附行為、規則又は規約が提出されるとともに、法人としての登記事項証明書が提出されることとなる。

c 定款等には、援助事業を行う旨の定めがあるとともに、援助事業以外の事業を行う法人にあっては、当該事業の内容も明らかにされている必要がある。

(イ) 役員及び職員の氏名、住所及び略歴を記載した書面並びに誓約書 ((1)イ(イ))

a 役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員、すなわち、指定後、犯罪被害者等早期援助団体を構成することとなる役員及び職員のすべてについて、氏名、住所及び略歴を記載した書面並びにこれらの者が第2の3(1)(ウ)の欠格事由に該当しないことを誓約する書面の提出を求めるものである。

b 略歴は、生年月日、本籍地、最終学歴及び職歴のほか、本人の意向により各種役職等を記載させること。

c 本書類が人的基盤の審査(第2の3(1)(イ)及び(ウ))に資するよう、役員、犯罪被害相談員、犯罪被害者等給付金申請補助員、犯罪被害者直接支援員及び援助事業に従事する職員の種別に従い、書類を提出させる必要がある。

(ウ) 犯罪被害相談員が第2の4(1)イの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当することを説明した書面 ((1)イ(ウ))

犯罪被害相談員が、規則第5条第2項(第2の4(1)イ)の何号の要件を満たし、これを証するものとして、どのような経験を有するか、あるいはどのような研修を経ているかなどを詳細かつ具体的に説明してあることが必要となる。

(エ) 援助事業に使用する施設並びに資産の総額及び種類に関する書類 ((1)イ(エ))

a 「施設に関する書類」とは、援助事業に使用する施設につき、①事務所の権原を明らかにする図書(賃貸借契約書等)、②登記事項証明書、③事務所のある建物全体及び当該建物における事務所の位置を明らかにした図面、④事務所の全体を明らかにする図面、⑤援助を行う部屋の構造が明らかにする図面、⑥事務所以外の施設を利用する場合はその詳細を記載した書面である。

b 「資産の総額及び種類に関する書類」は、財産目録並びに財産目録に記載した各財産の権利及び価格を証明する書類を意味する。

指定後寄附を予定されている財産については、寄附申込書や、寄附者、寄附金品及び寄附の時期の一覧表を添付することが最低限必要である。寄附申込書には、寄附者が当該寄附をいつまでに確実に履行できるのかについて明記しておく必要がある。

また、その寄附が確実に履行されることを証する書類として、現金であれば、それに相当する金額の寄付者の銀行預金残高証明書、不動産の場合には、所有権を示す登記事項証明書などの権利証明書等が添付されることが望ましい。

(オ) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書 ((1)イ(オ))

援助事業とその他事業の区別が明らかにされている必要がある。

(カ) 援助事業以外の事業の種類及び概要を記載した書面 ((1)イ(ク))

a 「援助事業以外の事業」とは、法の対象とする援助事業以外の被害者援

- 助（例：過失による身体犯の被害者への援助）や被害者援助以外の事業（例：収益事業）を意味する。
- b その他事業が援助事業の遂行を不公正にするおそれがないことを審査するための一資料であることから、これを説明する上で必要な程度に、その他事業の種類及び概要を記載させる必要がある。
- (キ) 組織及び運営に関する事項その他参考となる事項を記載した書面（(1)イ(コ)）
- おおむね次のような書面が必要であるが、これらの書面以外にも、法人の内部規程として整備されているものについては、すべて添付されることが望ましい。
- ①役員の権限分担表、②機関及び事務局の組織図、③職員名簿、④事務処理規程、⑤就業規則、⑥職員給与規程、⑦会計処理規程、⑧職員退職給与規程、⑨公印管理規程、⑩過去の援助事業に係る実績。

2 指定等に関する意見聴取（規則第11条関係）

- (1) 内容
公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体を指定しようとするとき、法第23条第5項により改善に必要な措置をとるべきことを命じようとするとき、又は法第23条第6項により犯罪被害者等早期援助団体の指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、当該都道府県の区域を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正その他関係する機関の意見を聴くものとした。
- (2) 趣旨
犯罪被害者支援を行う検察当局を始めとした関係機関は、その活動を通じ、民間の犯罪被害者支援団体に関する情報を有している場合があり、また、指定等の手続がこれらの関係機関が行う犯罪被害者等の支援のための施策と調和的に行われる必要があることから、指定等の手続における関係機関の関与を定めたものである。
- (3) 留意事項
ア (1)に基づく意見聴取は、当該都道府県の地方検察庁の検事正のほか、上記趣旨から必要と認められる関係機関から行うこととなる。
- イ 犯罪被害者等早期援助団体の事業廃止や指定の取消しの申請に伴い、公安委員会がその指定を取り消そうとするときは（規則第10条第3項、関係機関から意見聴取を行う必要はない。これは、事業廃止の届出や指定取消しの申請があつたときには、公安委員会は指定を取り消すべきか否かの判断を要するまでもなく指定を取り消すこととなり、関係機関の意見を聴く必要もないからである。
- ウ 意見を聴取する際には、関係機関に対し、指定の場合であれば公示することが予定される事項（指定に係る年月日を除く。）を、改善命令の場合であればその内容及びその原因となる事実を、指定の取消しの場合であれば公示することが予定される事項（指定の取消しに係る年月日を除く。）及びその原因となる事実を示して行うこと。

第7 その他

- 1 行政手続法の適用関係について
犯罪被害者等早期援助団体の指定
法第23条第1項の規定（第2の1(1)）による犯罪被害者等早期援助団体の指定は、自己に対する利益を求める申請に対する処分であり、「申請により求められた許認可等」に該当し、行政手続法（平成5年法律第88号）第2章の適用がある。
- 2 その他
民間の犯罪被害者支援団体に対する指定制度の説明
本指定制度は、民間の犯罪被害者支援団体の自発的な申請により行うものであり、公安委員会に指定を義務付けたものではないが、犯罪被害者支援団体が指定を受け、犯罪被害者支援活動の活性化を図ることは、犯罪被害者等の支援上望ましいことである。よって、本指定制度の趣旨を活かし、多くの犯罪被害者支援団体が適切な支援活動を行えるよう、犯罪被害者支援団体に対し、指定制度の概要、指定の要件及び手続、指定を受けた後に課される義務等について、十分説明すること。

追
5
5
号